

第1回我孫子市介護保険市民会議

令和7年10月23日（木）

於 我孫子市役所議会棟第1委員会室

- ・日 時 令和7年10月23日（木） 10時30分から12時05分
- ・会 場 我孫子市役所議会棟第1委員会室
- ・出席者
 - (委員) • 井上委員・大圖委員・小野委員・小島委員・佐藤委員・鈴木委員・
• 寺岡委員・豊嶋委員・仲村委員・渡邊委員
- ・欠席者
 - 忽滑谷委員・佐久間委員・衣笠委員
• 湖北・湖北台地区なんでも相談室 星室長
- ・事務局（市）
 - 市長
星野 順一郎
 - 健康福祉部
飯田部長
 - 高齢者支援課
長島課長・三井主幹・茅野課長補佐・石川係長・黒岩係長・楠美係長
石崎係長・東條係長・桑原主事
 - 社会福祉課
小池課長補佐
 - 国保年金課
野口課長
 - 健康づくり支援課
根本次長
 - 障害者支援課
竹井課長
 - 我孫子北地区なんでも相談室
小森室長
 - 我孫子南地区なんでも相談室
笠原室長

天王台地区なんでも相談室

大野室長

布佐・新木地区なんでも相談室

鉄谷室長

・傍聴者 1名

午前10時30分 開会

1 開 会

(茅野課長補佐)

定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、第1回我孫子市介護保険市民会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、忽滑谷委員、佐久間委員、湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室の星室長から欠席の連絡と、佐藤委員から到着が遅れるとの連絡がありました。また、衣笠委員と仲村委員につきましては、まだ、お見えになつていただけおりませんので、8名での開催となります。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、只今より「第1回我孫子市介護保険市民会議」を開催させていただきます。

本日は、1名の傍聴希望者がいらっしゃいます。我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき、会議は原則公開となっています。傍聴人の入室を認めたいと思いますがよろしいでしょうか。

傍聴の方にお伝えします。「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第8条に基づき、発言の機会が設けられています。発言は一人一回で3分以内とさせていただきます。なお、発言の機会としましては、議事終了後、議長の許可により発言をお願いいたします。

次第2 委嘱状交付です。委嘱状につきましては、市長から委員の皆様に直接、お渡しすべきところでございますが、時間の関係上、机上に配布させていただきましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次第3 市長挨拶です。

本日の介護保険市民会議は、第10期介護保険事業計画策定へ向けて、第1回目の会議となりますので、委員の皆様へ、星野市長からご挨拶申し上げます。星野市長、よろしくお願ひいたします。

(星野市長)

皆さん、おはようございます。市長の星野です。

今日は指定介護保険市民会議にご参加いただき、本当にありがとうございます。それから、今回は新しく5名の方が委員になられたとお聞きしています。重ねて、ありがとうございます。

介護保険制度も、もう25年経ちまして、だいぶ長く続いてきたと感じています。ご存知の方も多いと思いますが、我孫子の場合はその1年前から厚労省のモデル事業として介護保険事業をスタートしていますので、もう26年目になりました。

当時を振り返ると、私も介護保険に携わっていて、今はお亡くなりになりましたけども、佐藤先生が会長を務められて、私が副会長という形でした。

当時は、認知症が進んでいて体が元気だと、見守りがもっと必要になるのに、コンピュータ判定だと軽く出てしまうことがありました。それで、「二つまでは上げてもいいんじゃないかな」という議論がありまして、コンピュータ判定で0点が二つ付く場合は、二つまで判定を上げるというのが、今や全国レベルになっています。これも厚労省の方が何度も見に来て、老健局長まで我孫子の認定審査会を見学に来られて、「早いな」と言われて、半年も経たずに修正されて、今では認定審査がすごくスムーズに行われるようになりました。

やはり、認知症があって体が元気だと、本当に見守りの必要性が高いですし、当時は往診の経験がある人だけでモデル事業をやっていましたから、その必要性は十分理解しながら対応できたと思っています。

介護保険制度を運営していく上では、この介護保険市民会議がしっかりとチェックしながら、いろんなご意見をいただいて、我孫子の介護保険制度をより良いものに、場合によつては国にも物申す場として、皆さんの現場の声をお聞きする。そういう大事な役割になってくると思っています。

そして、当時も言っていたのが、「介護保険料払っていても、ほとんどの人が使わずに亡くなってしまう。払った保険料を還元できる方法はないか」という意見です。もちろん、上乗せ横出しという形でサービス提供もできますが、そうすると保険料が上がってしまうという現実もあります。現実を知らずに提案される方も多かったですが、保険料をなるべく安く抑えながら、介護保険制度を維持していくことが大切です。

これから、これからの課題としては、介護従事者のお給料が安くて、なかなか日本人が介護現場で働きたがらない状況です。それを今は外国人労働者で補っているという現実があります。ですので、日本人の介護保険関係の従事者の給料アップには、医療保険と同じ

ように保険料のアップがどうしても必要になってくるんじやないかと思っています。そういったことも踏まえつつ、皆さんからいろんな意見をいただければと思っています。

さて、話を戻しますが、介護保険、当時私たちが認定審査をやっていたときは、約1,600人ほどの審査でしたが、今は7,800人、約4倍ぐらいの認定審査をしている状況です。合議体の数も、最初の1合議体から今は8合議体くらいまで増えまして、いろんな形で審査が行われています。

当時は1件ずつ、主治医の意見書や認定調査員のコメントを読んでいましたが、今はコンピュータ判定がだいぶスムーズになりました。その分、認定審査会も時間短縮できて、スムーズに進んでいると聞いています。

やはり一番大事なのは、ケアマネジャーの計画、調査員の目、認定審査の判定、そしてそれをチェックする市民会議など、いろんな分野の皆さんのが介護保険制度をしっかりと理解して、意見を出し合っていくことが大切だと思っています。皆さんからのご意見をいただきながら、これからも介護保険制度をしっかりと守っていくためには、皆さんのお力が本当に必要です。

ご存知のように、我孫子はこの東葛で最も高齢化が進んでいて、30%を超えてます。東葛内では我孫子と野田が3割を超える状況です。75歳以上の方も、今では2万500人を超えてます。75歳を超えると、だいたい要介護の認定申請も少しづつ増えてくる年齢になってきます。ですので、高齢化が進む中で、75歳以上の方がどんどん増えていく状況で、介護保険制度の重要性はますます高まっています。

また、3年に一度の介護保険計画の見直しに合わせて、施設系のサービスが必要なのか、あるいは訪問系のサービスで足りるのか、いろいろなご意見をいただく場面もこれから出てくると思います。ぜひ、皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、我孫子の介護保険制度を市民にとって不安のない制度に、そして制度設計にしていきたいと思っています。

これからもご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(茅野課長補佐)

ありがとうございました。

次第4 委員・事務局紹介となります。はじめに、委員の皆様をご紹介します。お名前を

お呼びしましたら、自己紹介をお願いします。

○大圖 真理子 委員

はい。介護保険になる頃から、ずっと介護関係の仕事をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○豊嶋 真人 委員

おはようございます。今は双葉保育園の園長をしております豊嶋と申します。大学卒業後、社会福祉協議会で4年間お世話になりました、その後、現職に至っております。介護の方は不明な点がありますがよろしくお願ひいたします。

○小島 茂明 委員

小島です。よろしくお願ひします。私も市役所に勤務しておりましたが、退職しました。当時は介護支援課として星野市長と関わらせていただいた経験があります。だいぶ昔の話なので変わっていると思いますが、何かあればお聞きして頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○寺岡 加代 委員

はい。よろしくお願ひいたします。寺岡と申します。この市民会議には平成の時代から参加させていただいておりまして、ずいぶん長く関わらせていただいております。次の3年間も引き続きよろしくお願ひいたします。

○小野 武弘 委員

はい。我孫子市薬剤師会の小野と申します。私も在宅医療に関わっている人間の一人ですので、介護保険等の内容もこういった場でいろいろ勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○渡邊 慎 委員

特別養護老人ホーム久遠苑の渡邊と申します。私は特別養護老人ホームの事業者の立場として、市民の方が介護保険を利用したり、安心して老後生活できるような議論をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○井上 稔 委員

はい。特別養護老人ホームけやきの里の井上と申します。また3年間、引き続きよろしくお願ひいたします。

○鈴木 寿幸 委員

社会福祉協議会の会長をしております鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○仲村 信慶 委員

往診のため遅れての参加となり、申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

(茅野課長補佐)

次第5 介護保険市民会議の役割につきまして、介護保険係の黒岩から説明させていただきます。

(黒岩係長)

資料2 「我孫子市介護保険市民介護の関係条文等」をご覧ください。お手持ちの計画書では4ページ目の「4計画期間」、「5計画策定の体制」が該当箇所となります。

我孫子市介護保険市民会議の設置につきましては、本市介護保険条例第23条において「介護保険に関する施策がこの条例の基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映し、円滑かつ適正に行われることに資するため、我孫子市介護保険市民会議を置く」と規定されております。

次に、所掌事務につきましては、第24条1項において「介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項」、2項において「前項に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の進行管理その他介護保険に係る施策に関する事項」と規定されております。

介護保険事業計画の策定につきましては、介護保険法第117条第1項において、4ページ目の※1にありますように、「市町村は、基本指針に則して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの」と規定されております。

また、介護保険に関する施策につきましては、2ページ目の我孫子市介護保険条例施行規則第36条の2、(1) 地域包括支援センターに関すること、本市では「高齢者なんでも相談室」と呼んでおります。(2) 地域密着型サービス事業に関すること、(3) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等に関することと規定されています。

市民会議では、これらにつきまして、特に介護保険事業計画について、令和6年度から令和8年度が計画期間である現行の「第9期介護保険事業計画」の進行管理、及び令和9年度から令和11年度が計画期間である次期「第10期介護保険事業計画」の策定及び進行管理のご審議をいただくのが主な役割となります。

組織や任期につきましては、1ページ目の我孫子市介護保険条例施行規則第36条をご覧ください。市民会議委員につきましては、市民4人、学識経験を有する者3人、保健・医療に従事する者3人、介護サービスに関する事業に従事する者3人で、市長が任命する委員13人以内で組織されています。委員の任期は3年となり、委嘱状にもありますとおり、今期の委嘱期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日の3年間となります。また、委員報酬といたしまして1回4,500円が支払われます。

会議の公開につきましては、3ページ目、第9条の我孫子市審議会等会議の公開に関する規則に基づき行われます。会議は原則公開となり、会議終了後の会議録についても公開することとなっておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。ご説明は以上です。

(茅野課長補佐)

次第6 会長、副会長の選出についてです。

我孫子市介護保険条例施行規則第38条2項において、会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定めるとされております。委員の皆様から、自薦、他薦ございましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか？

(渡邊委員)

事務局はいかがお考えでしょうか。

(茅野課長補佐)

事務局いたしましては、会長に寺岡委員を、副会長に鈴木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍 手)

(茅野課長補佐)

ありがとうございます。本市民会議は、会長に寺岡委員、副会長に鈴木委員を選出しました。それでは、寺岡委員、鈴木委員、前方の会長席、副会長席へ移動をお願いします。ここで、新しく会長に選任されました寺岡委員、副会長に選任されました鈴木委員から

一言ご挨拶をいただきます

(寺岡委員)

改めまして寺岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私も長い間、こちらの会議に参加させていただいております。先ほど星野市長からもお話をありましたように、年々、介護保険を取り巻く環境は本当に厳しくなってきていると感じております。そのような中、この市民会議が、皆様方の建設的なご意見を伺う場となるよう努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(鈴木委員)

改めまして、社会福祉協議会の鈴木でございます。会長を補佐しながら、務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(茅野課長補佐)

ありがとうございました。大変申し訳ありませんが、市長におかれでは、他の公務の予定がございますので、ここで退席させていただきます。

では、我孫子市介護保険条例施行規則第39条により、会長が市民会議の議長となる旨、定められておりますので、これ以降の議事進行は寺岡会長にお願いいたします。

(寺岡委員)

皆様の御協力のもと議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど、事務局からこの市民会議の役割に関し説明がありましたが、次期の介護保険事業計画の策定という重大な任務を担っておりますので、皆様の忌憚のない御意見をいただきながら、よりよい計画策定を行っていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。それでは、議題に入らせていただきます。

2 議　　題

(寺岡委員)

議題1 「我孫子市の介護保険の現状」、議題2 「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画での重点施策の取組みについて」、議題3 「第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画の策定について」 事務局から続けて説明をお願いします。委員の皆様からは、後程、順番でご質問、ご意見等をお伺いしますので、よろしく願いいたします。それでは説明をお願いいたします。

(黒岩係長)

それでは、議題（1）「我孫子市の介護保険の現状」、①高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数について及び②介護保険給付費の推移について、介護保険係の黒岩からご説明いたします。

① 高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数について、お手元の資料3をご覧ください。計画書では8ページの「第2章 高齢者を取り巻く状況と高齢者の将来推計」が関連するところとなります。

資料3につきましては、令和2年から令和12年の「我孫子市総人口及び高齢人口推移」、令和2年度から令和6年度の「要介護認定者数」を示したものとなっております。人口については各年4月1日時点、認定率においては各年度末の数値となっております。なお、令和12年の数値は第9期介護保険事業計画の人口推計によるものです。

まず、「我孫子市総人口及び高齢者人口推移」についてですが、一番右の「最新情報」をご覧ください。令和7年10月1日時点の我孫子市の総人口は13万1,634人、うち65歳以上の高齢人口が4万340人、高齢化率は30.6%となっております。

総人口及び65歳以上74歳未満の前期高齢者人口が減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者人口の増加が続いているおり、この傾向は令和12年度にはさらに顕著となる見込みです。

次に、要介護（要支援）認定者数についてご説明いたします。こちらは令和2年度から令和6年度までの実績となります。認定区分は要支援1から要介護5の7段階で分けられます、令和6年度の実績では65歳以上の第1号被保険者の認定者数は7,490人、令和6年度末の認定率は18.51%となっており、認定者数・認定率ともに年々増加しています。また、認定者のうち約7割の方が実際に介護保険サービスを利用されています。

令和7年度には、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上を迎えることとなります。本市の高齢者人口は、令和22年頃まで増加傾向が続くと推計されており、高齢単身世帯や要介護認定率の高い85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加することが見込まれています。

続きまして、②介護保険給付費の推移につきまして、ご説明させていただきます。A3サイズの「資料4」をご覧ください。計画書では86ページの「第7章 介護保険事業の見込み」が該当箇所となります。この表は介護保険サービスにおける介護給付費の推移です。給付費とは、介護サービス費用のうち、本人負担分を除いた額となります。この表では、令和4年度から令和6年度までの、各サービスの計画値と実績値、計画値に対する実績値の割合、前年度に対する今年度の割合をまとめたものです。年度ごとの介護給付費については、一番下の行（56行目）が給付合計額となります。令和4年度実績は約99億6千万円、令和5年度実績は約106億7千万円、令和6年度実績値は約113億円と、毎年増加しています。コロナ禍であった令和4年度については前年度比3.46%増、約3億円程度の増加でしたが、令和5年度については前年度比7.09%増の約7億円、令和7年度については前年比5.88%増の約6.3億円増加しています。

これは、コロナ禍での、いわゆる「三密」の回避などで、利用控え等があった居宅サービスの利用が回復したためと考えられます。

また、今年に入り、特別養護老人ホームや介護医療院が開設させたことから今後は（5）介護保険施設サービス費についても増加が見込まれます。

以上で説明を終わります。

（東條係長）

議題（2）「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画での重点施策の取り組み」重点施策1「中長期的な視点での介護サービス基盤の整備」について、高齢者福祉係の東條から説明させて頂きます。

本市の基本理念である「高齢者や家族が住みなれた地域で安心してくらせる地域づくり」の実現に向けて、今期計画では5つの重点施策を位置づけ取組方針としました。

なお、各施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標SDGsの視点をもって行うこととします。

重点施策1「中長期的な視点での介護サービス基盤の整備」についてです。

計画書は47ページが該当箇所となります。

介護サービスを必要としている方を的確にサービス利用につなげることができるよう、市民への相談窓口や介護サービスの周知と、事業所がサービス提供体制を維持していくことができるよう支援します。本日、今年度改訂しました、利用の手引きである「みんなの介護保険」、市内の介護サービス事業所及び高齢者の住まいの所在地をまとめた「介護サービス事業所マップ」を、参考資料として新規役員の方に配布させて頂きました。これらは高齢者支援課窓口や各地区高齢者なんでも相談室で配布しています。

介護給付費の適正化では、適切な介護サービスの確保と、費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に引き続き努めてまいります。

施設整備については、今年3月1日に「特別養護老人ホームけやきの里あやめ館」が青山に開所し、現在定員100床は満床となっています。7月1日には「介護医療院エスペーロ」を開設し、11月1日には、日中・夜間を通じて在宅生活を支える定期巡回随時対応型訪問介護看護「定期巡回和気あいあい24・我孫子」を開設する予定です。今後は、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の整備を予定しています。

また、「特定施設入居者生活介護いわゆる介護付き有料老人ホーム」については、7月に事業者を選定しました。開設は令和9年4月1日となる予定です。以上です。

(楠美係長)

続きまして、重点施策2「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」につきまして、地域包括ケア係の楠美から説明いたします。

お手持ちの計画書では48ページが該当箇所となります。重点施策2は5つの項目に分かれています。

1つ目の生活支援体制整備事業は、地域を構成する様々な主体が集う高齢者地域ささえい会議において、生活支援コーディネーターを中心に支えあいの仕組みづくりを推進するというものです。最近では、「我孫子で楽しく活躍したい高齢者のための情報誌」作成について協議したり、高齢者のデジタルリテラシー向上支援としてICTを活用した見守りの仕組みについて引き続き議論を進めています。

2つ目は重層的な支援体制について、少子高齢化や核家族化、ダブルケアといった家族

構造の変化によってこれまで家族間で支えられていたケアが担えなくなり、このことが支援の隙間となっています。他機関との連携を深め、相談支援から取りこぼされる人が出ないよう重層的な支援を実施していきます。

3つ目は、高齢者虐待、消費者被害の防止について、高齢者を対象とした詐欺が増加しているため、警察や法律の専門家、消費生活センターと密に連携し、あらゆる権利侵害から高齢者を守る取り組みを進めます。認知症等による意思能力の低下がある場合は、必要に応じて専門家を選任する成年後見制度の周知、支援を実施していきます。身寄りが全くいない高齢者には、市が成年後見制度の申立て手続きを実施することができ、令和6年度は10件申立て手続きを行いました。

4つ目は高齢者の孤立、介護者の孤立を防止するため、孤立死防止対策事業では協定書を締結し、ヤマト運輸のハローライト電球のオンオフによる見守り、スマートフォンアプリのLINEによる見守りといった見守りサービスの周知を一層図り、また引き続き家族介護教室を開催し、家族介護者への相談支援を実施します。

5つ目は、災害時等の要援護者の支援体制についてです。避難行動要支援者の名簿を作成し、有事の際には、関係各課・避難支援機関と迅速に情報共有を図り、地域が一体となって要援護者を支援できる体制を構築していきます。以上です。

(石川係長)

重点施策3 「介護予防・健康づくりの施策の充実・推進」について、健康推進係の石川より説明させていただきます。計画書の49ページに該当します。

介護予防事業では、市民講演会の開催や出前講座、「あびこ元気アップ体操」DVDの配布等、健康づくりに関する知識の普及啓発を実施しました。

また、市内3公園に設置した健康遊具を使用した遊具うんどう教室や、足腰に不安がある方向けのポールウォーキング教室、我孫子市リハビリテーション協会と実施している強化型きらめきデイサービス事業等を展開し、高齢者が主体的、継続的に介護予防に取り組めるような環境づくりの整備に取り組んでいます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、医療・介護・健診データの分析により高齢者の健康状態を把握し、健康状態不明者のハイリスクアプローチを実施しています。今年度より、対象者に低栄養者も追加し、管理栄養士による訪問支援を実施しています。ポピュレーションアプローチでは、地域の通いの場や、スーパー、健康フェア等のイベン

トにてフレイルチェックや健康教育を実施し、フレイル予防の啓発を実施しています。

在宅医療・介護連携推進事業では、令和5年度より、地域在宅医療体制構築支援事業を我孫子医師会に委託しています。医師会所属の地域医療コーディネーターが、医療機関や多職種からの相談窓口となり、情報提供や医師のアウトリーチを調整し、医療と介護の連携を推進しています。

市民への啓発では、在宅医療に関する市民講演会や講習会の開催、広報あびこの特集号掲載等を実施し、人生会議の啓発や、在宅医療の認知度向上を図っています。

引き続き医療と介護の多職種連携を強化し、市民が最後まで自分らしい暮らしを継続できるよう、在宅医療提供体制の整備に取り組んでいきます。

続きまして、重点施策4「認知症施策の推進」について説明いたします。計画書の50ページに該当します。

令和6年に施行された認知症基本法の理念に基づき、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進し、「認知症になっても安心してくらせるまち・あびこ」を目指しています。

主な取り組みとしては、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施、「認知症ガイドブック我孫子市版認知症ケアパス」の活用、認知症月間に合わせたイベント開催、広報あびこの認知症特集号掲載等を実施し、幅広い世代に向けて認知症の正しい知識の普及啓発を実施しています。

認知症の早期発見、対応としては、医療や相談に早期につながるよう、認知症チェックリストの啓発や、医療機関、認知症地域支援推進員による相談支援体制の充実、チームオレンジ活動等の地域の見守り体制を実施し、認知症の人が孤立せず、状況に応じて適切なサービスにつながることができるよう支援体制の整備に取り組んでいます。

認知症の人や家族への支援では、認知症家族のつどい、本人ミーティング、認知症カフェの充実を図り、ピアサポートや地域交流、認知症の人の意見を聞く場として活用しています。令和9年度には、市町村認知症施策推進計画を介護保険事業計画と一体的に策定する予定のため、認知症の人や家族の意見を聴き、現状把握をしたうえで計画策定を進めていく予定です。

(黒岩係長)

それでは重点施策 5 「介護人材の確保および業務効率化の推進」につきまして、介護保険係の黒岩から説明をさせていただきます。資料は、お手元の参考資料と計画書は 5 1 ページが該当箇所となります。

一つ目は介護人材の確保と育成についてです。今後更に深刻化が見込まれる介護人材の不足に対処するため、イベントの開催、キャリアアップのための資格取得支援、外国人介護人材に係る情報の周知、資格を要しない介護助手の活用など、さまざまな取組を通じて介護人材の確保、育成に努めます。11月15日 土曜日に我孫子市介護サービス事業所連絡協議会と共に「福祉のしごと相談会」をアビイクオーレで開催します。お手元のチラシにもありますとおり、市内 21 事業所が出展を予定しており、当日は「介護の魅力写真展」を併せて開催し、介護職に魅力を感じる写真、介護現場での優しさが伝わる写真、職員や利用者の皆さんのが活き活きとしている写真をとおして、我孫子の介護の魅力発信を行う予定です。また、昨年度から助成を開始しました「介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修等の受講料の一部助成について」では、昨年度は 21 名に対して助成を行いました。今年度、更に多くの方々へ助成を行えるよう P R 等を図っていきます。

二つ目は事業者に対する職場づくりの好事例の発信や、ハラスマントに対する知識の啓発についてです。職場づくりの好事例の発信については、消防署と連携した避難訓練の実施やリスクマネジメントに取組む事業所を集団指導等で紹介しました。ハラスマントに対する知識の啓発については、事業所へ啓発を行うとともに新たに県に設置した相談窓口の周知を行いました。詳細については、お手元の広報あびこ切り抜き記事をご覧ください。

三つ目は、介護施設におけるボランティア活動の促進についてです。高齢者の社会参加と介護予防にもつながる、市内の介護施設等でのボランティア活動を促進するほか、活動状況に応じて交付金を受け取ることができる介護保険ボランティアポイント制度の参加者を増やすための更なる広報を実施します。現在でも感染拡大の不安から受け入れを休止している事業所はあるものの、地区ごとに丹念に説明会を行うことにより、ようやく活動実績が前年度を上回りました。活動の詳細につきましては、お手元の「我孫子ばらば便り」をご覧ください。

四つ目は、文書作成にかかる文書作成に係る負担軽減についてです。各種の申請様式・添付書類や手続きを国の方針に基づき、県と連携しながら簡素化すると共に、様式記入例を作成するなど、作成書類の標準化を実施しました。また、 I C T を活用した申請も

進め、業務の一層の効率化を図っていきます。今年7月に国の電子申請届出システムに接続しました。このシステムに接続するためには、国の認証システム「ジービズアイディー」を取得する必要があることから、あらゆる機会をとおして制度のPRを図っているところです。制度の詳細については、お手元の資料をご確認ください。

五つ目は、将来の福祉の担い手となりうる世代の交流や体験の機会の創出についてです。我孫子東高校福祉コースと連携を図り市内福祉施設見学会を実施するなど、将来の福祉の担い手となりうる世代の交流や体験の機会創出に取り組んでいきます。詳細については、お手元の広報あびこ8月16日号の切り抜き記事をご覧ください。

国の推計によると、来年度県内では、介護職員が1万1,000人不足すると言われており、人材の確保はもとより、介護従事者がやりがいをもち、安心して働き続けることができる職場づくり、ICTの導入等による文書作成に係わる負担軽減等、今後も引き続き介護人材の確保および業務効率化の推進に取り組んでいきます。

(茅野課長補佐)

議題（3）「第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画の策定について」介護保険室の茅野が説明させていただきます。

① 「計画策定のスケジュール（案）について」です。A3サイズの資料5をご覧ください。

令和9年度から11年度を計画期間とする「第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画」の策定に向けて、令和7年度下半期にアンケート調査、令和8年度に計画作成と2か年にわたり計画策定を進めています。

令和7年度については、8月に国の「計画作成に向けた各種調査等に関する説明会」に於いて、国の指針に定められている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」のアンケート調査票案が提示されました。

これを受けて、9月・10月にアンケート調査票の作成を行い、11月下旬から12月下旬にかけてアンケート調査を実施する予定です。

令和8年1月から3月に集計・分析を行い、報告書の作成を行う予定です。

令和8年度については、年度当初に国の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、計画に関する基本的な考えが提示される予定です。

これを受け、5月・6月はアンケート調査結果等を踏まえた現計画の検証や次期計画の

施策展開に向けた課題の整理。

8月に国から「基本指針（案）」が提示される予定です。

以降、計画骨子案作成、重点施策の設定、介護サービス量や介護保険料算出を順次行う予定です。

パブリックコメントは12月下旬から令和9年1月下旬の1か月間を予定しています。

なお、次期介護保険料については、国から保険料算定に必要な諸係数の決定が年末となることから、この決定を受けて最終的な算出を行います。

2月にパブリックコメント実施結果等による計画（案）の修正検討を行い、3月に介護保険料改定等に伴う介護保険条例等の関連法令の改正を行い、計画策定を行います。

市民会議につきましては、本日が第1回目となります、開催予定日と議題については、表中のとおりです。

令和8年度は計画策定年度であることから、市民会議の開催を5回予定しております。開催予定日については、臨時議会の開催等により変更等になる可能性もありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

②「アンケート調査票（案）について」です。資料6をご覧下さい。

国の指針では、計画策定にあたりアンケート調査について、「市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めること」とあります。

本市で実施するアンケート調査としましては、国の指針に定められている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」と市独自の調査「特別養護老人ホーム入所待機者に関する調査」を郵送で実施し、「介護サービス事業所」「介護支援専門員」「介護従事者調査」をWEBで実施する予定です。

現在、お手元に配布させて頂いておりますアンケート調査は、国の指針に定められている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」と市独自の調査「特別養護老人ホーム入所待機者に関する調査」です。

まだまだ作り込みが十分ではない箇所が見受けられますが、本日につきましては、アンケートの調査の内容につきましてご審議をお願いします。

これらのアンケート調査の目的になりますが、

①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、体を動かすこと、食べること、毎日の

生活、地域での活動、助け合い、健康などに関する項目、地域の要支援者・一般高齢者の地域課題を把握することを目的として、市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方から2,500名を予定しております。

「在宅介護実態調査」では、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていて在宅で生活をしている方から1,500名を予定しています。

「特別養護老人ホームに入所待機者に関する調査」では、市内の特別養護老人ホームへの入所申し込みをされている要介護3以上の方、約300名全員を予定しております。

なお、国の指針に定められた調査、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」につきましては、国から提示された項目と市独自の調査項目があります。

それでは、市独自の調査項目につきまして担当から説明させていただきます。

(石川係長)

市独自の調査項目について、主に認知症と在宅医療に関する内容について説明させていただきます。資料6をご覧ください。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、1ページから9ページの問8（7）までが国が指定している調査項目です。9ページの（8）フレイルについて知っていますか？からの設問から最終の24ページまでが市の独自設問となります。

最初の（8）「フレイルについて知っていますか。」は新規設問となります。フレイルとは、注釈が掲載されていますが、加齢により心身が弱った状態で、健康な状態と要介護状態の中間の段階を示しています。要介護になるリスクが高い状態ではありますが、適切な対応をすることにより健康な状態へと戻ることが可能なため、フレイルに関心を持つことが高齢者の健康意識を高めることになります。先ほど重点施策3でもフレイル啓発の説明をさせていただきましたが、今までフレイル認知度をとる調査がなかったため、今回入れさせていただきました。

次の10ページ、認知症についての設問です。（4）～（7）、（9）が新規設問となります。令和9年度に市町村認知症施策推進計画を策定する予定のため、市民の認知症観や、認知症の正しい理解を把握するために（4）（5）を入れています。12ページの（8）は、経年でとっている設問です。（7）に関しては、認知症の人や家族が必要なことを具

体的に知り、（9）は、地域でできる支援内容を把握することで、施策に反映できるよう追加しています。

19ページの問19からは在宅医療についての設問です。

(1) (2) はACPに関する設問です。来月16日の広報あびこの1面にも人生会議をテーマとした記事を掲載する予定ですが、現在講演会や講習会等でACPの啓発を実施しており、現状を把握することでの評価指標として追加しています。

(3) は、在宅で受けることができる医療・介護保険サービスについての設問です。前回の調査で、在宅医療に関するイメージを聞いたところ、「どの程度まで医療が受けられるかわからない」と答えた方が半数いらっしゃいました。実際に市民から療養についての相談を受ける際も、在宅でサービスを利用できること自体を知らない方が多い現状があります。要介護になる前から介護保険サービスの内容を知ることにより、いざという時の選択肢となりうるよう啓発をする必要性があると考えています。

その後の質問に関しましても、日常の療養や看取りの視点での設問を設けており市民の現状やニーズを把握することでの課題抽出につなげられるよう入れています。

在宅介護実態調査に関しましては、8ページのC票からが市の独自設問となっています。在宅医療については、実際に介護を受けている方が対象のため現状の困りごとやニーズが把握できるような設問となっています。認知症については、ほぼ同じ設問を追加しています。

(寺岡委員)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見やご感想、それ以外にも何かありましたら、各委員の皆様、順番でお願いいたします。

(大圖委員)

アンケート調査で新しい項目が追加されたのは、すごく良いことだと思いました。なぜかというと、アンケートを受け取った方が必ずしも回答してくれるかどうかは分からぬのですが、それによって少し意識したり「こんなことがあるのかな」と思ってくださるので、そういう点は良いと思います。

また、仕事柄、ここで説明してくださった内容はよく耳にすることなのですが、そこからどうやって伝えていくか、というのがとても難しいと、いつも感じています。

地域の民生委員さんや社会福祉協議会の方もすごく一生懸命に取り組んでくださっていますが、一般の在宅で暮らしている方には、なかなか情報が届かないという状況があります。

その点についても、何か工夫ができれば良いのではないかと、いつも残念に思いながらも、頑張ってはいるのですが、そこは難しいと感じております。

以上です。

(寺岡委員)

ありがとうございました。では続きまして豊嶋委員、お願ひいたします。

(豊嶋委員)

介護に触れるのは本当に数十年ぶりのことでの、施設の数もかなり増えて、私が関わっていた頃とはだいぶ変わってきたなと感じています。

また、いろいろなお知らせについて「広報あびこ」が使われているということですが、「広報あびこ」は基本的に新聞の折り込みだけですよね。ほかにもいろいろな方法があると思うのですが、今は新聞を取っている方もだんだん減少傾向にあると思います。ですので、もう少し市民の方に広報が行き渡るような工夫ができたら良いのではないかと感じています。うちでは新聞を取っているので、毎月2回、1日と16日に入っていますが、もう少し市民の方に情報が知らされるといいのかなと思います。財政的に厳しいのは分かっていますが、もう少し市民の方に周知できる方法があればと感じています。以上です。

(茅野課長補佐)

広報についてですが、最近は駅に配置しています。また、新聞を取っていない方にはポスティング対応も実施しています。

さらに、昨今ICTの活用がかなり充実しております、LINEやホームページなど、さまざまなツールを通じてPRを行っています。以上です。

(小島委員)

アンケート調査についてなんですかけれども、今回初めて見させていただいて、やっぱりちょっと量が多いなっていう印象があります。

回答するのが65歳以上の方になるので、特に「日常生活圏域ニーズ調査」が多いなど個人的には感じました。もし自分のところにこのアンケートが来たら、「ここまで長いのをやるかな?」って、ちょっと考えちゃうところがあると思うんです。

もちろん、国の指針に沿った部分については仕方ないと思うんですが、市独自の部分で今回も新しい設問が後半に追加されてますよね。問17、問18、問19とか、新設の設問がありますけれども、ここまで項目を増やす必要があるのかどうか、前回も同じような項目で新しく追加されてたと思うんです。

そのあたり、本当に必要なかっていうのは、もうアンケート調査に入ろうという段階でしようから、何を減らせっていうのは今すぐには言えないんですけど、もう少し簡潔なアンケート調査にして、回収率アップを目指すっていうのも必要かな、というのが自分の所見です。以上です。

(寺岡委員)

ありがとうございました。では続きまして井上委員、お願ひいたします。

(井上委員)

はい、私の方からですね、重点施策の中にある外国人介護人材に関わる部分について、我孫子市の取り組みなどで、何かございましたら教えていただければと思います。

(茅野課長補佐)

受け入れ状況ということになりますが市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設介護付き有料老人ホームなど合わせて市内には22施設の介護保険の入所施設がございます。

外国人人材を受け入れている施設は、令和7年8月末現在で22施設中17施設8カ国から合計145名になります。

国別では、やはり経済連携協定に基づき、介護施設で就労研修をしながら、介護福祉施設を目指すことのできる、ベトナム、インドネシア、フィリピン出身者が全体の7割を占めており、最近ではミャンマーやネパール出身者が増えております。業務の内容につきましては、食事や移動、移乗、排泄、入浴介助など、ほぼ日本人職員と同じ業務を担っているということです。

外国人人材を受け入れている事業所の中には、長期休暇の付与や施設職員による日本文

化、日本語教育の実施入職時に地区社協や近隣の関係機関への挨拶地域行事への参加等を通して、地域との交流を図るなどの工夫を行っている施設もあります。

また、外国人介護人材の受け入れによって人手不足の軽減や解消、国籍を問わず優秀な人材が確保できている、職場の雰囲気が明るくなったなどの職場環境の改善にも寄与しております。

緊急時の専門用語のやり取り等の課題もありますが今や、外国人介護人材は、施設を運営していく上で必要不可欠な存在になっているかと思われます。

(寺岡委員)

ありがとうございました。では続きまして渡邊委員、お願ひいたします。

(渡邊委員)

私も小島委員と同じで、アンケート調査の新設設問が増えてボリュームがすごく多くなっているなど感じています。実はこのアンケートの時期になると、私どもの法人の居宅ケアマネジャーからも、「モニタリング行ったらこれの確認をしてほしい」と言われて、通常業務の他にアンケートについて聞かれることがすごく時間を取られてしまっているという現状があります。

もちろん、新しい設問が必要なのは分かるんですが、中身をしっかり精査していただきながら、必要がないものがあれば削除して、新しいものが増えた分、不要なものがなくなるよう調整していただければと思います。そういったところで、アンケート回収率が良くなるような方法を取っていったほうがいいのではと感じました。

それからもう一つ、介護福祉士実務者研修の受講料一部助成については非常にありがたく感じています。今、介護人材の中で外国人の方々も多くて145名でしたっけ、おられるということで、おそらく技能実習生や特定技能実習生が多いかと思います。技能実習生は3年で、特定技能は5年という形で期間が限定されているので、私たち事業所としてはその後も介護福祉士の資格を取って、在留資格「介護」でずっと残って仕事をしていただきたいという思いがあります。

例えば、特定技能実習生が介護福祉士の資格取得を目指す場合、市としても「助成」ではなく「貸与」の形で、5年間我孫子市内に在住・在勤の場合は返還不要、途中で引っ越したり、辞めたりした場合は返還してください、というような全額貸与の仕組みなども考

えていただけだと、事業所だけでなく市全体で腰を据えて外国人介護人材を育てていくことになると思います。そうすると、市民として住民登録もして、若い方たちが増えていくということも期待できます。

ちょっと言い方は難しいですが、そういった形でいろんな方法を試しながら、外国人も含めて介護人材を育てていく部分があつたらいいな、と感じました。以上です。

(茅野課長補佐)

介護福祉士の助成についてですが、県社会福祉協議会で「介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度」がありますので、そこで外国人の方が該当になるかどうか、確認をさせていただきまして、後日回答させていただきます。

(寺岡委員)

貴重なご意見ありがとうございました。では続きまして小野委員、お願ひいたします。

(小野委員)

ちょっと本題から外れるかもしれません、人口推移の表を見ていて気になったことがあります。

第10次の計画と最新情報で、結構数字のずれがあるんですよね。計画の方だと人口が平和7年で12万9800人となっているんですけど、最新情報だと13万1600人になっています。また、高齢化率も当初予想では31.2%が、最新では30.6%というふうになっているんです。こういった数字のずれについて、市としてはどのように受け止め、今後の計画にどう反映させていくべきか、どのようにお考えかをお伺いしたいです。

(茅野課長補佐)

前年佐藤委員からご指摘いただいたと思いますが、最新の本市の総人口ですが、昨年10月末が13万1241人、今年10月末が13万1634で393人増加しています。

これはどうしてなのかなと思い調べてみたのですが、本市の外国人人口ですが、昨年10月末が3,379名で、今年10月末が4,234人で855人増加しています。外国人増加分から総人口増加分を差し引くと、日本人は462人減少していることになります。

計画人口が上振れしている主な原因は、今後の検証も必要ですが、外国人人口が急激に

増加していることが一番大きいのではないかと思われます。

(寺岡委員)

ありがとうございました。では続きまして仲村委員、お願ひいたします。

(仲村委員)

すみません、それでは私から質問させていただきます。ちょっと長くなるかもしれませんので、すぐに答えていただけないものは後ででも結構です。

まず、我孫子市の介護保険の状況について確認させていただきたいです。

高齢者人口および要介護認定についてですが、認定者の上限はあるのでしょうか。ここをお聞きしたいです。

また、利用率が7割程度にとどまっている現状ですが、認定のためにかなり時間を割いていると感じています。できれば、利用する人をさらに増やしていただき、8割から9割程度の利用率を目指すことや、それに伴う認定作業の効率化を進めることはできませんか。ここについても確認させていただきたいと思います。

(茅野課長補佐)

介護認定の上限については、特に定めはございませんので、現在は申請いただいた方すべてに認定を行わせていただいております。

仲村委員ご指摘のように、介護認定を持っていても、実際にサービスをご利用されていない方が相当数いらっしゃいます。私どもとしましては、更新の書類をお送りする際には、お知らせなどにとどめるなどして、必要な方が必要なサービスを受けられるように努めているところです。また、早く介護認定が下りるよう現在取り組んでいるところでございます。

(仲村委員)

ありがとうございます。続きまして、介護保険給付の状況についてお伺いします。利用計画と実施計画の上で、150%を超えるものが介護予防、特に介護予防訪問看護になるかと思いますが、これだけ予算との乖離が出ていることについて、どのようにお考えでしょうか。

また、もう一つ、入浴介護についてのデータですが、前年は0%、今年度は計算のエラーがでているようですが、これはどうしてこのようなことになったのか、お伺いしたいと思います。

(茅野課長補佐)

令和5年度でも訪問入浴介護が0になっております。もう一度確認させていただきますが、おそらく令和6年度に関しても0ではないかと思われます。

こちらのデータの表示が正確ではありませんので、訂正させていただきます。

(仲村委員)

訪問介護についてですが、前年に比べて急激に増加しており、150%予算を超えている状況です。これについて、何か理由や心当たりがございますでしょうか？

訪問看護についてですが、令和5年度が100名、前年が95名で、計画と利用率に対して令和6年度が171.21%と、急激に約80%近く利用が増加しています。ここについて、何か心当たりや理由があれば教えていただきたいです。たとえば、何か新しい介護の制度やサービスが始まったとか、そういった要因があればご説明いただきたいです。

また、これだけ予算と利用実績が乖離してしまうとなると、予算を立てる段階で、先ほどもお話がありましたが年末に立てるということを伺っておりますので、市の財政に対しても非常に負担になるのではないかと考えています。この点についても、お伺いしたいと思います。

(茅野課長補佐)

給付費全体についてですが、令和6年度は113億円となっており、こちらは3828万円の増加となります。

前年度および令和4年度・令和5年度を見ますと、計画値に対してはマイナス、前年度比の実績としては増えている状態です。

この点については、給付状況を改めて確認させていただき、訪問看護が171%増加した原因についても今後分析を行っていきたいと思います。よろしくお願いします。

(仲村委員)

続きまして第9期介護保険事業および第10次高齢者福祉施設の重点的な政策についてお伺いします。

まず、最初の重点計画・重点政策についてですが、一番初めにお聞きしたいのは、「持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持って行うこと」の理由についてです。

なぜSDGsの視点を取り入れて重点政策を進めているのか、その理由を教えていただけますでしょうか。

(茅野課長補佐)

はい。SDGsについてですが、全序的に計画へ反映させていただいているところです。国連サミット等で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」という理念と、介護保険事業計画の「高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」が合致することから、SDGsのロゴをこの計画に配置させていただいております。

(仲村委員)

SDGsのロゴ使用自体は無料ですが、例えば市の職員が認定の勉強会を行ったり、ロゴの配置に時間を取られることが意味があるかどうかについては、ご指摘のとおり、必要性や効果について今後も検証していく必要があると考えています。

(茅野課長補佐)

全序的にSDGs推進をしておりますので、上位計画におけるSDGsの取り扱いも含めて、改めて確認させていただきます。

(仲村委員)

続きまして、重点政策2の地域包括ケアシステムについてですが、高齢者の虐待や消費者被害の防止を求めるという内容に関して質問させていただきます。我孫子市での、実際の被害額等について把握はされていますでしょうか？

いわゆる「オレオレ詐欺」などの被害額を確認し、その金額が高いから優先的に取り組む、といったように、いくつかの計画の中で優先順位を被害額などから割り出しているか

どうか。

この点について、具体的な記載内容や実際の取り組み状況をお伺いしたいです。

(楠美係長)

はい、ご質問に対して地域包括ケア係の楠美がお答えいたします。

申し訳ありませんが、今、手元に昨年度の細かい実績はありません。しかし、令和4年度・令和5年度については、我孫子市内での詐欺被害額が1億円を超えております。それまでは1億円を超えていませんでしたが、件数自体は20数件だったと記憶しております。件数は概ね同水準で推移していますが、被害額が大きく上がってきてている状況です。

また、計画の中でも認知症高齢者数が今後、増加すると見込まれており、独居高齢者も増えてくることが予想されています。そのため、高齢者の人権・人格・尊厳を守るためにも、こういった問題を重点政策に含めております。

さらに、そういった方々を保護するための制度として、成年後見制度の周知徹底なども一層図っていき、権利擁護の取り組み推進を考えております。

以上です。

(仲村委員)

予算に対して被害額の減少がはっきりと見えるようになると、市の政策として非常に効果的だと言えると思いますので、ぜひ今後も取り組みを頑張っていただきたいと思います。

続きまして、重点政策4の認知症については後ほどアンケートと合わせて伺いたいと思いますので、少し後にさせてください。

重点政策5について質問させていただきます。我孫子市では介護人材不足に対応したイベントなどを行っているかと思いますが、例えば市として、施設の売上に対する人件費、つまり職員の給料の割合などを把握しておられますでしょうか。

(茅野課長補佐)

特に、給付費そのものに対する人件費の割合については、市としては把握しておりません。

ただ、特養の施設長さんなど現場の方の感覚としては、大体何%ぐらいが人件費率になるのか、ご存知でしたら教えていただけますでしょうか。目安でも構いませんので、ご参

考までに伺えればと思います

(渡邊委員)

ごめんなさい、収入に対して人件費率を何%とここでお答えするのが適切かどうかは少し疑問がありますが、個人的な感覚としてお話しさせていただきます。

現在、「介護職員処遇改善加算」というものがありまして、加算で入ってきた分については、どれだけ職員に支給しているかを毎年県の方に計画を立てて、「人件費をこれだけ出しています」という届け出を提出し、それが認可されて加算が入ってくるという形です。

市役所への報告はしていませんが、県の方には処遇改善加算を受けている事業所は必ず報告をし、さらに支給実績まで報告しているという現状があります。

(仲村委員)

実際、医科や歯科などの分野でも、従業員に対して給料を上げた場合は、毎年その報告をしなければならない仕組みになっています。

そうした中で、我孫子市の施設でも、しっかりととした給料の発展が見込めるとか、生活に困らない環境があるとか、また国が目指しているような成長率に合っているということが分かれば、より効果的に仕事の案内にもつながるのではないかと考えています。

そのため、こういった情報を把握・公開することが、今後の人材確保や施設の運営にとても重要ではないかと思い、質問させていただきました。

(寺岡委員)

まだまだご質問があるかと思いますが、提案として、先生方のご質問を直接事務方にお伝えいただき、その回答を委員全員で共有できるような方法を、事務局で検討していくことは可能でしょうか？

かなり多岐にわたる内容ですし、たとえばメールなどでご質問をいただき、先ほどの人件費の割合など、この場ですぐに即答できない内容もあると思います。それらについて、回答案を委員の皆様に共有する方法が良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(仲村委員)

議事録に残るようであればそれで構わないと思います。

(寺岡委員)

ご承諾いただきましたので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

では、佐藤委員お願いいいたします。

(佐藤委員)

本日は遅くなってしまい、すみません。私からは質問というよりも意見になります。

重点施策 2にもあります地域包括ケアシステムの実現についてですが、地域共生社会のイメージ図にも示されているとおり、実際にこれを実行しようと思うと、先ほどから話題になっている I C T や A I などの技術も確かに重要な要素だと思います。ただ、やはり一番重要なのはマンパワーではないかと考えています。

現場で頑張っていらっしゃる高齢者なんでも相談室の方々や、皆様方の取り組みは非常に重要ですし、マンパワー的な部分、人数をもっと割いていく方向で進めても良いのではないかと思います。もちろん、簡単に増員できるものではないとは思いますが、中長期的に何でも相談室の人員を増やすとか、高齢者支援課の皆さん的人数を増やして、より良いサービスにつなげていくことは、将来的にとても重要な要素だと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

いつもお仕事の様子を拝見していると、皆さん本当に頑張っていらっしゃって、頭が下がる思いです。ただ、最近は皆さんが疲弊してしまわないか心配になることもあります。意見として申し上げました。どうぞよろしくお願いいいたします。

(寺岡委員)

ありがとうございました。

(鈴木委員)

私からも意見を述べさせていただきます。

確かに、施設や介護現場の人員不足も大きな課題ですが、高齢者の何でも相談室の方々についても、人員が兼務していたり、専門職が足りないといった実態があるようです。そのあたりは、外国人の方を配置するというわけにもいかない部分もあると思います。

今、佐藤先生がおっしゃったように、そういった部分がしっかりと機能していかないと、

全体のシステムもうまく回らないのではないかと思いますので、その点についてもぜひ支援をお願いできればと思います。

以上です。ありがとうございました。

(寺岡委員)

本日は、本当に皆様方のお立場でなければ気づかないような貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

アンケートに関してもご意見をいただきました。確かに、アンケートの量や質、そして聞き方についても、もう少し分かりやすい工夫ができるのではないかと思います。事務局でも検討してくださっています。今回は事務局案の提示が直前となっていましたが、今後もアンケート以外のことでもお気づきの点がございましたら、10月28日火曜日頃までにメールで事務局へご連絡いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、議題は全て終了いたしました。

本日、傍聴人が1名いらっしゃるかと思いますので、発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

(傍聴人)

はい。

(寺岡委員)

発言時間は3分厳守でお願いいたします。

(傍聴人)

本日はありがとうございました。

議事進行の都合で後ほどとなった部分もあったかと思いますが、非常に活発な意見がたくさん出て、私としては、議事進行も大事ですが、こうして多くの皆さんいる場ですので、しっかりと議事録に残して、ちゃんと回答ができるようになるのが一番良いのかなと思っています。

私も思っていたことを仲村委員がおっしゃってくださって、本当にありがとうございます。議事録を作成する際、資料の回答などが載ることはあまり見かけませんが、そこはぜひ仲村委員のおっしゃることも尊重していただいて、意見をまとめて、その回答も出して

いただけすると、こうした公表された場ではあります。ぜひ、よろしくお願ひします。

(寺岡委員)

以上で傍聴人の発言が終了いたしましたので、今後の進行は、事務局でお願いします。

3 その他

(茅野課長補佐)

それでは、次に「その他」といたしまして、「指定地域密着型サービス事業における事業所の指定等について」について、事務局から報告させていただきます。

(桑原主事)

地域密着型サービス事業における事業所の指定等につきまして、介護保険係の桑原から説明させていただきます。資料7をご覧ください。

前回の会議（令和7年7月）以降に新規指定及び廃止した事業所はありません。指定更新となった事業所は資料のとおり2事業所です。

1つ目は認知症対応型共同生活介護の「めいとグループホームこほく」です。指定更新日は令和7年8月1日です。指定有効期限は令和13年7月31日となります。

2つ目は小規模多機能型居宅介護の「めいとケアステーションこほく」です。指定更新日は令和7年8月1日です。指定有効期限は令和13年7月31日となります。

指定地域密着型サービスにつきましては市に指定権限がありますので、市で新規指定・更新・廃止の手続を行っております。更新は、6年に1回更新ということになっておりますので、指定更新年月日は令和7年8月から6年間となります。

以上で報告を終わります。

4 閉 会

(茅野課長補佐)

本日は、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。次回、「第2回我孫子市介護保険市民会議」は、令和8年2月19日（木）10時30分から予定しております。

開催通知については、令和8年1月上旬に電子メールで送付させていただきますのでよろしくお願ひいたします。これをもちまして、「第1回我孫子市介護保険市民会議」を終了いたします。ありがとうございました。

12時05分 閉会